

牛久市教育委員会 1月定例会会議録

1. 日 時 令和2年1月20日(月)午後1時30分
2. 場 所 本庁舎4階 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外
の出席者 教育部長 川井 聡
次長兼教育企画課長 吉田 茂男
学校教育課 課長 川真田 英行
学校教育課 学校建設対策監 佐藤 孝司
指導課 課長 豊嶋 正臣
生涯学習課 課長 中野 祐則
スポーツ推進課 課長 齋藤 勇
国体推進課 課長 横田 武史
中央図書館 館長 関 達彦
教育企画課 課長補佐 山口 功
学校教育課 課長補佐 戸塚 美幸
学校教育課 課長補佐 高野 裕行
学校教育課 課長補佐 森田 明
指導課 課長補佐 山口 明
文化芸術課 課長補佐 大野 恵子
スポーツ推進課 課長補佐 塚本 浩
スポーツ推進課 課長補佐 津脇 正晴
国体推進課 課長補佐 高橋 頼輝
5. 欠席者 次長 飯野 喜行
文化芸術課 課長 手賀 幸雄
生涯学習課 課長補佐 山越 義弘
6. 会議録署名人 石井 美知夫
7. 議事事項 議案第1号 令和元年度牛久市教育委員会点検・評価について
議案第2号 牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
報告第1号 専決第1号、専決第2号牛久市教育支援委員会への諮問について
報告第2号 牛久市教育支援委員会答申について
8. その他

<p>次長兼教育企画 課長</p>	<p>出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。</p>
<p>教育長</p>	<p>こんにちは。</p> <p>正月明けから成人式、マラソン大会と大きな行事がありまして、関係各課の方々、本当にお疲れさまでした。成人式は穏やかに行われましたし、マラソン大会もお天気も良く、かえって暑いくらいで、大きな事故もなく開催されて本当に何よりでした。また、昨日は郷土かるたというものに行ってきました。こちら私も午前中の小学生の部に出たんですが、市内各学校の子供たちの参加と、審判には中学生が入ったりしていて、とても和やかなムードで見ることができました。</p> <p>学校関係では、金曜日にリトアニアの大使が奥野小学校に来て子供たちとかるたをしました。土曜日はカップ塾を回ってきましたが、牛久二小のスポーツ鬼ごっこというのを見てきました。英語をやったり百人一首をやったりしていましたけれども、こうした学びと学校の学びがつながればいいなということを考えています。</p> <p>学校運営協議会とか地域学校協働本部という学校に外部を入れることは、子供たちに一人残らず質の高い学びを保障することであり、学習指導要領の趣旨を進めるということを学校にかかわる全ての人に理解してもらった上で進めるということが大事ということです。目的をしっかり押さえて外部に入ってもらわないと、かえって仕事が膨れてしてしまうということが今後の課題かなと思っています。</p> <p>石井委員から出ていましたように、麴町中学校でやっているような全職員による担任制というようなことも一つの方法ではあるかなと感じています。昨日の守谷の新聞に、市で雇用した教員が小学校の美術や音楽や図工、を教えるような話が載っていました。市で雇用した教員が一人で授業ができるのか法的にどうか県の方に問い合わせをしてもらっているところでございます。これも働き方改革の一つなんでしょうが、新しい学習指導要領が4月からスタートしますので、その趣旨の徹底と働き方改革のさらなる徹底ということを進めていきたいと思えます。</p> <p>本当に成人式、マラソン大会は、関係各課の皆さんお疲れさまでした。</p>
<p>教育長</p>	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 石井 美知夫委員を指名する。</p>

教育長	<p>初めに、議案第1号「令和元年度牛久市教育委員会点検・評価について」、事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼教育企画課長	<p>議案第1号は、令和元年度牛久市教育委員会点検・評価について、委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>概要をご説明させていただきます。議案の1、2ページのところをお開きいただきますとともに、参考資料として添付しております「点検・評価報告書」と「実施計画書」の関係というところを見ながら、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1、2ページのほうをごらんください。こちらは、最初の今回の趣旨とかを書いてありますが、教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第26条の規定に基づきまして、教育委員会の所管する事務に関して、点検及び評価を実施することとされております。</p> <p>これは、教育委員会が合議制により決定した基本方針に基づきまして、教育長及び事務局が適正に事務を執行しているかどうかについて、教育委員会みずからが確認チェックするとともに、地域住民に対する説明責任を果たすために行うものでございます。</p> <p>一方、平成30年度に、牛久市ではこちらの教育振興基本計画というのを策定させていただいておりますが、この計画ではR-PDCAサイクルによる進行管理を実施していこうというふうに位置づけられております。</p> <p>そこで、事務局としましては、この教育振興基本計画の策定を機に、この点検・評価報告書の策定作業をこのPDCAサイクルの中のCの「CHECK：評価」に位置づけまして、本市の教育行政の継続的な向上を図るためのツールとして活用することを目的に策定いたしました。</p> <p>そのため、昨年までは具体的な活動である事務事業を対象とした評価を実施していたんですが、今年度その1つ上のレベルの施策を対象とした評価を実施しております。</p> <p>具体的には、この牛久市教育振興基本計画の中で、一番上の概念として市民誰もが学び合う「学びの共同体」づくりと、それが学校教育に落ちますと一人残らずという話になったり、社会教育ではまた別の概念でおりていくわけですが、その最上位の目的を体系化した29の施策が振興計画の中で位置づけられておまして、それを前年度の取り組み内容の整理とその時点での成果指標の管理、それでそれに基づきまして、施策の進捗状況について4段階での自己評価をするというような形にしております。そして、その自己評価を踏まえまして、今後の改善や取り組みの方向性を示すような構成での今回報告書をつくっております。</p> <p>なお、地教行法第26条第2項では、点検・評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとされておまして、筑波大学の教授であります浜田博文先生に依頼しまして、学識経験者意見としての外</p>

部評価を行ってございます。

今回提出させていただいた報告書はそういうことになるんですが、実はこの点検・評価とあわせて、もう一方のほうの実施計画の策定という資料のほうでちょっとご説明をさせていただきます。

これは、2月の定例会、来月になりますが、まさにPDCAサイクルのPの部分についての実施計画書の上程を予定して現在策定中でございます。この点検・評価と実施計画書の関係を参考資料として簡単にまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、今回の取り組みは、先ほど申し上げましたとおり、第1期牛久市教育振興基本計画の策定を機に、目的志向、何のためにやるんだということの教育行政の運営を図るべく実施、行っているものでございます。そこで、先ほども述べました最上位の市民誰もが学び合う「学びの共同体」づくりという目標をもとに体系化された29の施策を位置づけておりますので、その施策が実際の行政活動としてどのような事務事業で行われているかという体系化を行いまして、教育分野における行政活動の説明責任の確保（見える化）を図ろうとするものでございます。

点検・評価報告書とこの実施計画は、先ほど申し上げておりますPDCAサイクルにおけるマネジメントプロセスの管理ツールとして、それぞれPとCというような関連を持たせております。

中段から下の表で、構成の比較ということで、これは目次を並べたものなんですが、それぞれ第1部、第2部、第3部の構成の中で、特に第2部のほうが29の施策について、点検・評価のほうでは網掛けにありますような29の施策が前年度どのような取り組みをして、それがどういうふうに自分たちで評価し、今後こういうふうにしていきたいよねというような構成、それを受けて実施計画のほうでは、その取り組みの方向性に基づいてどんな事業をやっているかということを表示するような形で、内容としては事業の概要、それが3か年のどの年度でやるのかとか実際の計画額というような形で表記するような形になっております。

今のところ、実施計画の方は事業の捉え方というのはなかなか難しいんですが、予算として予算書の方に表現される事業と同じような体系をとろうということで、一旦は予算書の事業と実施計画の事務事業がイコールになるような形で整合性をとろうということで今考えてございます。

以上でございます。

事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。
一番最後のページが外部評価ですね。

教育長

次長兼教育企画課長	はい、浜田先生にいただいた評価ということになります。
石井委員	<p>今の説明の中で、今回のこの点検報告書を受けて、来年度予算のほうでこれを実質のほうの形にしていくということですよ。ということは、実際にそれを反映させていくのが再来年度ということになっていくという理解でよろしいですよ。</p>
次長兼教育企画課長	はい。
吉原委員	<p>感想になってしまうのですが、私初めてこの評価を見せていただいて、行政評価としては非常にすばらしいなと思ったのです。というのは、29目中、Cは2項目しかないのです。Aは1項目なのですけれども、そのほかは全てBということで、非常に満足できる結果なのかなと思います。</p> <p>ただ、それが果たして市民の評価、感情と同じレベルなのかどうかというのはまだまだわかりませんので、これからさらに努力していかなければならないのかなというふうに感じます。</p> <p>あともう1点なのですが、Cのついた項目の中にインクルーシブ教育の部分が入ってしまっていて、今教育長さんが冒頭にもお話ししたように、全ての子供に質の高い学びを提供していく、保障していくというような大前提がある中で、この障害のある子供やあと外国語しか話せないような子供たち、そういう子供たちに対する教育というのはまだまだ不十分であるという評価、これが出ていることをこれからの学校教育の施策の中で十分検討していただきたいなと感じたりしました。</p> <p>それはこの後の特別支援員のあれにも物すごく私はつながっているような感じがしていて、あとでまたそのときにお話を聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>議案第1号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	次に、議案第2号「牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局より説明をお願いします。
中央図書館長	それでは、議案第2号「牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。

	<p>本議案は、借りている図書館資料を故意に返却せず、次に予約者がいる資料にもかかわらず督促に応じない利用者に対して入館を禁じることができるよう、入館の制限を規定する規則第10条の後段に、「貸し出し期間を経過しても故意に図書館資料を返却していないと館長が認めるものについても同様とする。」という条文を加えるものです。</p> <p>改正の理由ですが、市内在住の60歳代の男性利用者は、かねてより資料を延滞する者への図書館の対応に不満を持ち続けておりました。延滞しても厳罰化が図られていない現状に一方的に不満を抱き、図書館の対応を非難する目的で故意にみずから返却しない行為に及んでいるものです。</p> <p>具体的には、昨年10月28日が返却期限だった資料が返却されていなかったため返却をお願いするものの、その都度、延滞者への厳罰化の要求要望を受け入れないことを理由に、資料は返さないといいまして、全く督促に応じることがありませんでした。その後、図書館が利用停止措置をとることになります延滞30日目の直前の11月26日になって、延滞していた資料を全て返却し、利用停止になることを意図的に免れております。</p> <p>その後、幸いにも同様の行為は認められておりませんが、今後においても同様の行為を意図的に繰り返す可能性があり、他の利用者へも多大な迷惑が生じているので、図書館の運営上にも支障があり看過することができないことから、当該ケースについても入館制限の対象とするため規則の改正を行うものです。</p> <p>なお、この案件につきましては、図書館がとり得る対応策について、牛久市の顧問弁護士に昨年12月9日に相談いたしまして、弁護士からは当該ケースについても入館禁止措置が適用できるように規則を改正して、その後に備えるよう助言を受けています。</p> <p>また、牛久警察署にも昨年12月16日に相談いたしまして、弁護士の助言と同様、入館禁止措置が適用できるよう規則を改正するよう助言を同じように受けておりますことを申し添えます。</p> <p>何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。</p> <p>これについては、規則の改正だけで十分で、別に条例は必要ないということでもよろしいですか。</p> <p>ただいまご説明申し上げましたこの条例施行規則の中に、入館者の制限という第10条の規定がございますので、これに今回のケースを加えることで対応</p>
教育長	
石井委員	
中央図書館長	

	<p>できるものでございます。</p> <p>議案第2号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、報告第1号「専決第1号、専決第2号牛久市教育支援委員会への諮問について」及び報告第2号「牛久市教育支援委員会答申について」であります が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員 の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。 本議案については、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りしま す。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>報告第1号・報告第2号について質疑を受けるが質疑なし。</p>
教育長	<p>以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に、予定価格130万円以上の工事計画及び予定価格100万円以上の教 育財産の取得について各課より報告をお願いします。</p>
学校教育課学校 建設対策監	<p>130万円以上の工事計画ということで1番です。令和元年度ひたち野うし く中学校新築工事(工区5既存フェンス改修工事)というものを新たに発注す ることとなりました。</p> <p>内容としましては、ちょっと遠くて見づらいかとは思うのですが、も ともと敷地の西側ですね、市道1号線沿いに、タキイ種苗の試験農場でつく ておりました暴風フェンスというものがございました。構造的には、結構見づ らいのですが、上に1個金属に穴をあけたようなパネルが張ったやつが ありまして、下はもう既に撤去してあるのですが、生け垣がずっと並ん で、それでフェンスというような、立体的なフェンスというようなことで設置</p>

されていたわけなのですけれども、設計の中ではせっかくのフェンスなので、構造的にもしっかりしているので残しましょうということで残したわけなのです。

ですが、今回市道1号線のほうに歩道を新たにつくる工事を道路担当のほうで発注していただきまして、今それを進める中で、歩道の幅をなるべく広くとりたいということで、このフェンスぎりぎりまでつくりたいという話がございます、そうしますと植栽、生け垣です。生け垣部分を撤去しなくちゃならないということで、撤去をしたわけなのです。そうしますと、下半分が空洞状態になりますので、この前面のところに新たに1.5メートルのフェンスを設置するという必要が出てきましたので、その工事を今回出すということでございます。

あわせて、ここのところに大きな、ちょっと遠くて申しわけございませんけれども、ゲートがあったわけなのですけれども、これは開校後、いろんなグラウンドへの大きな車両を入れるためのゲートとして活用したいということで残そうというふうにしたわけなのですけれども、道路から実際の敷地までならだらかに傾斜しているわけなのですけれども、先ほど申しましたように歩道をなるべく広くとりたいということで、高低差を短い距離ですりつけるということになりまして、ちょっとかなり急になってしまったのですね。そうしますと、大型の車両の底がついてしまうということで、このゲートそのものを上に上げる必要性が出てきたということがございまして、それもあわせて工区5のほうでやりましょうということでございます。

それと仮設通路12メートルということでございますけれども、武道場と給食室が今年7月まで工期が延びるということになりまして、この屋根つき広場のところから北側を工事用のフェンスで囲うということになりまして、校舎から体育館には本来はその屋根つき広場を通路がわりとして使用して通すという計画だったのですけれども、その仮設フェンスをするためにそこを通れない。ですから体育館の玄関から入れないという状態になりました。それで、いろいろ考えまして、その仮設のフェンスを極力北側に寄せて、校舎と体育館の間にちょっと隙間をつくりまして、そこに仮設の渡り廊下をつける、それで校舎から体育館への出入りのために使用するというものを今回工区5で発注するということになりました。

設計金額に関しましては378万4,000円ということで、今月の29日に入札を執行する予定でございます。

以上です。

次に、100万円以上の教育財産の取得ということで、ひたち野うしく中学校の電化製品の購入になります。

こちらについては、特に家電製品というくくりで、ひたち野うしく中学校で購入したものでございまして、34点ほど選んでおります。主なものとしたし

学校教育課長

教育長	<p>ましては、冷蔵庫であったり、洗濯機、あと業務用クリーナー、また各教室で使うDVDプレーヤー、校長室のテレビなどもございます。合わせて34点になります。</p> <p>ひたち野中の備品についてはこれでほぼほぼ終わり、細かいものを買うものもあるかもしれないけれども基本的に終わりなので、給食が4,000万円を少し超えるぐらいの金額で、繰り越しで発注するような形になります。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたします。</p> <p>これにて1月定例会を終了します。</p> <p>次回の定例会は2月17日、本庁舎4階第3会議室で午後1時半からになります。よろしく申し上げます。</p>
-----	--